

いじめ防止等のための学校基本方針

令和7年4月改定
丹波市立春日部小学校

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立春日部小学校

Ⅰ. いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(Ⅰ) いじめの基本認識

①いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ防止対策推進法」第2条より

②具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

③いじめ防止等のための基本認識（教職員の共通理解事項）

- ・ いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成 29 年 8 月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2. 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめ防止等の対策のための組織について「いじめと真正面から向き合いいじめ根絶を図ろう！」

①いじめ対応チームの構成（校内組織）

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任（低、中、高学年から 1 名ずつ）
＊ケースに応じて外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室、校医、精神科医、駐在等)を含む

②いじめ対応チームの主な役割

- ・ いじめ防止に向けた具体的な年間計画の作成、実施、検証、改善の中心組織とその点検や周知
- ・ いじめ対応チームの役割を保護者や学校運営協議会、地域に周知し、いじめの相談や通報の窓口となること
- ・ いじめの疑いも含め、問題行動の情報収集と事態の記録、その共有を行うこと
- ・ いじめの疑いがある情報があった場合、関係児童からの事実確認、指導支援や対応方針の決定
保護者との連携の中心になること
- ・ いじめ防止に向けた校内研修の実施
- ・ 児童いじめアンケートの集約と分析

(2) いじめの未然防止のために 「いじめない子を育てよう！」

- ・ 「いじめは人として絶対許さない」という学校文化の醸成
- ・ 褒めて伸ばす指導とつまずきや疑問を大切にする授業展開の徹底
- ・ 児童の頑張りを認め合うホームルーム等での集団的自尊感情の醸成
- ・ 異年齢集団（児童会、なかよし班）による人間関係の育成
- ・ 全体指導の中で、リーダー性とフォロアー性の同時評価
- ・ 全体指導の中で、個人への注意はせず、個別指導で実施
- ・ 自己有用感を高める家庭や地域と連携した地域貢献活動の実施
- ・ 人権教育の実践をとおした児童、教職員、保護者の人権感覚の醸成
- ・ いじめ・暴力防止市民フォーラム等の行事や学校いじめゼロ支援チームの活動等を保護者や学校運営協議会、地域、等に周知
- ・ インターネット等における情報モラル教育についても、発達段階に応じて実施
- ・ 性同一性障害等に関する正しい理解の促進
- ・ アフタースクールとの連携

(3) いじめの早期発見のために 「子どもの瞬きすら見逃さない大人でいよう！」

- ・ 日記、生活ノート等による児童の悩みや訴えの早期発見
- ・ よく遊び、よく教えて、児童との信頼関係の構築
- ・ 何気ない児童の呼びかけや言葉への応答性を高め信頼関係の構築
- ・ 教職員の明るい笑顔で、何でも話せる雰囲気醸成
- ・ 学期ごとの児童いじめアンケートと個人面談の実施
- ・ いじめ事案についての研修による教職員のいじめ認知能力の向上
- ・ 定例職員会議において、全教職員による児童理解の推進
- ・ 個人懇談や家庭訪問、教育相談等による保護者との報告連絡相談体制の強化

（４）いじめに対する措置のために 「スピードと真実の追求を！」

- ・被害児童を徹底的に守り抜くこと
- ・加害児童の生活背景の熟知と毅然とした指導
- ・傍観的立場の加害性の理解促進
- ・全教職員の共通理解と保護者との連携

〈いじめ対応の流れ〉

- ①いじめ情報のキャッチ・・・いじめ対応チーム召集
- ②実態把握・・・当事者双方、周囲の児童からの聴き取り、記録
⇒誰が誰を、いつ、どこで、どんなことを、どんな被害を、きっかけは、いつ頃から、どのくらい継続しているか 等
- ③市教育委員会への報告（第１報 電話連絡）
- ④指導体制と方針の決定・・・全教職員の共通理解、役割分担、外部専門家との連携
- ⑤児童への指導支援・・・被害児童の保護（心配不安の除去）、加害児童の理解と指導（複雑な心のひだや屈折、ストレスの読取りと反差別の毅然とした指導）
- ⑥保護者との連携・・・面談により具体策を練り連携強化
- ⑦市教育委員会への報告（第２報）
- ⑧今後の対応・・・児童観察、肯定的評価（児童の改善点、頑張りのアナウンス）

（５）重大事態への対処のために 「真摯な態度で正対しよう！」

〈いじめの重大事態の定義〉

- I 児童の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- II 児童が年間 30 日以上又は一定期間連続して欠席を余儀なくされている疑いがあるとき
ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

丹波市いじめ防止基本方針より

① 重大事態の調査

（ア）重大事態の報告

学校長は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

（イ）調査の趣旨および調査主体

○調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処すること及び、再発や未然防止に資するために行う。

○調査主体

- ・重大事態の調査は、市教育委員会が調査主体を判断し、学校又は市教育委員会が調査する。
- ・学校主体の調査では、「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、市教育委員会において調査する。

(ウ) 調査を行うための組織

○市教育委員会が調査主体になる場合

- ・市教育委員会は、調査を行う機関として独立した丹波市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を組織し、専門委員会が公平・中立性を旨として調査にあたる。

○学校が調査主体になる場合

- ・校内いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。調査対象事案の関係者と直接の人間関係がないことに留意する。

(エ) 事実関係を明確にするための調査の実施（学校が調査主体の場合）

○いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- ・「(4) いじめに対する措置のために」を確認し、慎重に聴き取りを行う。
- ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
- ・被害児童や情報提供を行った児童を守ることを最優先する。
- ・いじめた児童への指導と支援を行う。

○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望や意見を聞いた上で協議し、調査に着手する。
- ・在籍児童や教職員から聴き取り調査を行う。
- ・自殺の事態が起きた場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施する。
『子どもの自殺が起きた時の調査の指針』（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

○調査結果の提供及び報告

- ・情報提供を行う場合は、市教育委員会からその内容、方法、時期などについて指導支援を受けて行う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し調査結果で明らかになった事実関係を報告する。
- ・情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。
- ・調査結果は市教育委員会を通して、市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、当該児童及び保護者の所見を調査結果報告に添える。

② その他の留意事項

- ・市教育委員会が調査した結果、「重大事態」と判断した場合は、当初の調査資料を再分析したり、必要に応じ新たな調査を行ったりする。
- ・学校及び市教育委員会は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ・理解と協力を得るための情報発信とプライバシーへの配慮に留意する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために 「校区住民総がかりでいじめの根絶を！」

- ・地域や家庭との密接な連携（自治協議会やPTA、同窓会や老人会の行事への参画）
- ・地域の人材を活用したふるさと学の実施（全学年学期に1回以上実施）
- ・人権学習の成果を高める学習の地域への発信（6年生人権劇発表会の開催）
- ・春日地域6年生人権交流会による小小及び小中連携の推進（毎年3学期開催）
- ・いじめ根絶におけた啓発（学校だより、学級通信、HP いじめゼロ集会等による）

3. いじめに関する資料の保管

- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法（記名、無記名、持ち帰り等）に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2) 回答をとりまとめた文書やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりにから5年間、学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりにから10年間、学校が保管する。
- (4) 保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

平成29年7月21日 改定

平成30年6月 4日 改定

令和 2年5月25日 資料改定

令和 4年4月 4日 改定

令和 7年4月15日 改定

別添1 いじめ防止年間指導計画

丹波市立春日部小学校

いじめをなくすために(年間計画) 2025年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止のため	職員研修 (いじめについての正しい認識)	児童面談	人権交流 集会	1学期の 振り返り		人権標語	児童面談	「いじめ・暴力 ゼロ」児童によ る啓発 (いじめ・暴力 ゼロ市民運動 強化月間)	2学期の 振り返り		児童面談	1年間の 振り返り
早期発見のため	職員研修 (いじめ発見の ポイント)		いじめ実態 調査				児童面談	いじめ実態 調査			いじめ実態 調査	
	家庭用いじめ 発見チェック シート配布	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)	教育相談(保)
	家庭訪問	個別懇談会	個別懇談会	地区懇談会			児童面談	個別懇談会				
	朝の会、終わりの会、子どもの言動等	朝の会、終わりの会、子どもの言動等										
	職員会議後 気になる児童事例研修	職員会議後 気になる児童事例研修										
	日記やあのね帳の利用	日記やあのね帳の利用										

地域・関係機関(見守り隊・駐在・中学校・小学校・子ども園・商店主・コンビニ店主等)との連携

別添2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

